

農地中間管理機構関連農地整備事業

○ 目 的

今後、高齢化の進行等に伴い、農地中間管理機構への農地の貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けないおそれがある。一方、機構に貸し付けた所有者は、基盤整備のための費用を負担する用意がなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地集積・集約化が進まなくなる可能性がある。

このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力ある農業の実現に資する。

○ 事業内容

区 分	事業種類
農地整備事業 (農業生産基盤整備事業)	(1) 区画整理事業
	(2) 農用地造成
	(3) 農業用 用排水施設事業
	(4) 農道整備事業
	(5) 暗渠排水事業
	(6) 客土事業
	(7) 除礫

○ 採択要件

要 件	内 容
1 農地中間管理権	事業執行地域内農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること
2 受益面積	事業執行地域内農用地の面積の合計が、おおむね10ha（中山間地域にあつては、おおむね5ha以上）以上であること 事業執行対象農用地は、おおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地にあつては、おおむね0.5ha以上）のまとまりのある農地で構成されること
3 農地中間管理権の設定期間	土地改良法の規定による事業計画の公告日から15年間以上あること
4 担い手への集団化等	全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること
5 収益性の向上	事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に定める目標年度において、事業執行地域内農用地における収益性が20%以上向上すること

6 園芸団地構想	さが園芸 8 8 8 運動園芸団地構想（さが園芸 8 8 8 運動園芸団地構想策定要領）における整備計画に定めていること
----------	--

※機構関連事業の細部要件

集積・集約化要件	収益性要件 (次のいずれか)	
集積・集約化率が概ね 50 ポイント以上増加する	販売額が 20%以上向上	生産コストが 20%以上削減かつ 米の生産コストが 概ね 9,600 円/60kg 以下
集積・集約化率が概ね 50 ポイント以上増加しない (※)	販売額が 20%以上向上	生産コストが 20%以上削減かつ ・米の生産コスト概ね 9,600 円/60kg 以下 もしくは ・生産額（主食用米除く）に占める 高収益作物の割合が 8 割以上、 かつ、 高収益作物に係る生産額が 10%以上向上 または 高収益作物の割合が 5 割以上 となり、かつ高収益作物の生産 額 50%以上増加

- ※（１）集積率及び集約化率が既に 80%以上の地区は除く（該当地区は個別に相談）
（２）狭小、不整形や排水不良等生産コストの削減等を阻害する農地が事業対象農地の過半を占める地域

○ 事業主体

県

○ 補助率等

区 分		国	県	市町
農地整備事業 (農業生産基盤整備事業)	条件不利地※	62.5% (推進費含む)	27.5%	10.0%
	上記以外	62.5% (推進費含む)	25.0%	12.5%

※条件不利地：5法指定、中山間直接支払制度の特認地域

【農地整備課地域整備担当】